

収 穫 調 査 委 託 契 約 書 (案)

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委託予定 数量 (h a)	委 託 予 定 金 額	調査場所
令和7年度 収穫調査委託 (大槌・栗橋担当区) (三陸中部森林管理署)	67.13	委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙 調査内訳書 のとおり

2. 契約期間

自 令和 7 年 4 月 日

至 令和 8 年 1 月 30 日

3. 契約保証金 免 除

4. 特約事項 別紙のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 三陸中部森林管理署長 (以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び令和7年 月 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 4 月 日

委託者 (甲) (住所) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5
(氏名) 分任支出負担行為担当官
三陸中部森林管理署長

受託者 (乙) (住所)
(氏名)

収穫調査委託契約仕様書

(適用)

- 1 この仕様書は、収穫調査委託契約について一般的事項及び調査事項を定め適用するものである。
- 2 収穫調査委託契約の実行に当たっては全て誠意を旨とし、かつ実施の細部について受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が定めた監督職員の指示に従わなければならない。

第1 一般的な事項

1 調査計画表の作成、提出、承認

- (1) 乙は、収穫調査委託契約約款（以下「約款」という。）第2条第1項の規定に基づき、「調査計画表」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 乙は調査計画書の内容に変更が生じたとき及び調査期間内に調査を完了することができないと認めるときは、約款第12条第1項の規定に基づき甲に対して遅滞なくその理由を詳記した書面に変更調査計画書を添付して、期間の延長を求めることができる。
- (3) 甲は、前号の場合においてその理由が正当と認められ、かつ事業実行上支障が無いと認められるときは、調査期間を延長し、その旨を書面をもって乙に通知しなければならない。

2 現場代理人及び担当技術者

- (1) 乙は、約款第6条第1項に基づき「現場代理人及び担当技術者等届」を調査前に甲に提出しなければならない。
なお、約款同条第4項の規定により変更した場合又は乙の都合により変更した場合も同様とする。
- (2) 現場代理人は、別表「担当技術者の資格区分」にある技術員の技術経歴以上の者であって、甲が適切と認めた者とする。

3 極印管理責任者及び極印使用者届の提出

乙は、約款第7条第1項に基づき、「極印管理責任者及び使用者届」を調査前に甲に提出しなければならない。

4 支給材料及び貸与品

- (1) 甲は、約款第8条第1項に定める支給材料及び貸与品について「支給材料通知書」及び「貸与品通知書」により乙に通知するものとする。
- (2) 乙は、約款第8条第2項の規定に基づき支給材料又は貸与品の引き渡しを受けたときは、その都度「支給材料受領書」又は「貸与品借用書」を、甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、支給材料が不足したときは、「支給材料追加申請書」を甲に提出することができる。
- (4) 甲は、前項の「支給材料追加申請書」を受理したときは、調査の実施のために必要と認められない場合を除き、「支給材料追加通知書」により、乙に通知するものとする。

5 極印の貸与、返納

- (1) 甲が乙に対して約款第9条第1項の規定に基づき極印を貸与する場合は、甲の極印管理担当者が行うものとする。
- (2) 乙は、約款同条第2項の規定に基づき極印の引き渡しを受けたときは、その都度「物品（極印）借用書」を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、約款同条第6項の規定に基づき調査の完了もしくは変更又は契約解除等によって極印が不要となったときは直ちにその極印について「物品（極印）返納届」を甲の指

示した時期及び場所で甲に返納しなければならない。

6 変更契約

(1) 次に掲げる場合は、約款第 11 条第 2 項に基づき契約を変更する。

ア 契約を履行できない調査箇所が発生する場合

イ 調査箇所を踏査した結果、次に掲げる事項について甲が指示した場合

(ア) 立木調査方法の変更

(イ) 実測方法の変更

(ウ) 新たに伐採列等を設定するための実測作業

(エ) 新たな標準地調査法の標準地の設定

(オ) 新たな除外地の設定。ただし標準地調査法による調査箇所は除く。

(カ) 収穫とりやめ

ウ その他契約条件が変わると甲が判断した場合

(2) 予定数量（調査区域面積）に対し 30 パーセント以上の増減が見込まれる場合は、約款第 11 条第 3 項に基づき契約を変更する。

ただし、標準地内のみ選木・標示を行う標準地調査法の面積は増減の対象とせず、毎木調査法の面積が 30 パーセント以上の増減が見込まれる場合のみを対象とする。

7 委託代金の確定及び部分払

本委託契約は、概算契約であることからその精算が必要であり、約款第 15 条第 3 項の規定に基づく委託代金の確定方法は、次のとおり行うものとする。

(1) 予定数量（調査区域面積）に対し 30 パーセント未満の増減の場合の委託代金

ア 委託代金確定額

最終的な委託代金確定額は、契約金額（消費税を除く）を予定数量（調査区域面積）で除した単価（端数処理をしていないもの）に確定した数量（調査区域面積）を乗じて算出する。

イ 消費税及び地方消費税相当額

委託代金確定額の 10/100 とし、円未満の端数は切り捨てる。

ウ 精算

委託代金確定額は、部分払累計額を控除したものとする。

(2) 部分払

約款第 16 条第 3 項に規定する部分払いの委託代金相当額算定方法は次のとおり行う。

ア 一部完了部分に対する部分払

調査完了した箇所（林小班単位）における検査合格に対する部分払とし、その委託代金算定は次による。

甲が算出した契約箇所（林小班単位）ごとの経費の総和×0.9×消費税

イ 2 の（1）で算出した単価は、契約総額の単価であるため部分払の代金確定には採用しない。

(3) 収穫とりやめ箇所

間伐設計の結果等からその後の調査をとりやめる箇所については、間伐設計等までの経費を見込む。

8 その他

(1) 甲が委託調査地への立会を求めたときは、乙は、特別な事情のない限りこれに応ずるものとする。

(2) 本契約に係る諸手続については、甲が指示する様式を使用するものとする。

第 2 調査に関する事項

1 収穫調査の細部

- (1) 収穫調査の方法及び取扱いの細部については、「東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程」（令和5年3月10日4東資第159号）、「東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程運用」（令和5年3月29日4東資第194号）、「国有林野産物極印規則」（昭和34年4月4日農林省訓令第15号）、「国有林野産物極印規則実施細則等について」（昭和34年12月2日34林野業第3336号）及び「間伐の要領の制定について」（平成28年2月17日27東計第90号）、「青森ヒバ天然林の間伐における選木の考え方について（暫定版）」（平成23年4月28日付け計画課長文書）の定めるところによるものとする。
- (2) 甲は、前項に掲げる文書の内容について具体的な指示がある場合は、特記仕様書に示すものとする。
- (3) 甲は、必要に応じて調査内容の変更を乙に指示することができる。
ただし、調査箇所を追加、振り替えは行わないものとする。

2 希少動植物

乙は、調査に際して、希少動植物の生息・生育を確認した場合は速やかに甲に報告するものとする。

3 環境負荷低減への取組

乙は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

4 安全管理態勢の確立

- (1) 乙は、労働安全衛生に関する諸法令及び交通法規のほか、甲の指示を遵守し、労働災害及び交通災害を発生させないものとする。
- (2) 乙は、調査地ごとに現場代理人及び安全管理者を配置するものとする。
また、災害発生時等緊急時の連絡体制を甲へ届け出るものとする。
- (3) 乙は、現場作業担当者の非違行為によって、林野火災を発生させないものとする。

5 その他

- (1) 乙は、作業上必要な施設の設置箇所については、甲の指示を受けるものとする。
- (2) 乙は、業務上知り得た成果等について他人に漏らしてはならない。
- (3) 乙は、約款及びこの仕様書に明示されていない事項又は疑義を生じたときは、監督職員の指示を受け、これに従うものとする。

別表

技 術 者 の 資 格 区 分

技術者の名称	技 術 経 歴
技 師 長	<p>1 技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）第 14 条に規定する技術士の登録（林業部門（林業））を受けた者</p> <p>2 委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有しかつ、その実務経験が通算 5 箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法 69 条の 2 に規定する大学（以下「短期大学という。」）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であつて、卒業後林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者</p> <p>(2) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒という。」）であつて、卒業後林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であつて、卒業後林業経営又は森林評価の職務に従事した期間が 32 年以上ある者</p> <p>(4) 一般社団法人日本林業技術協会が行う林業技士の登録（林業経営又は森林評価部門）を受けた者、又はこれと同等の能力を有する技術者であつて、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 12 年以上ある者</p>
主任技師	<p>委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有しかつ、その実務経験が通算 2 箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 大学卒であつて、卒業後林業経営又は森林評価部の職務に従事した期間が 18 年以上ある者</p> <p>(2) 専門学卒であつて、卒業後林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者</p> <p>(3) 高等学校卒であつて、卒業後林業経営又は森林評価の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</p> <p>(4) 林業技士の登録を受けた後、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者</p> <p>(5) 森林管理局長又は森林管理署長、支署長及び森林管理事務所長（以下「森林管理局長等」という。）が前記（1）～（4）と同程度以上の能力を有すると認める者</p>

技術者の名称	技 術 経 歴
技師（A）	<p>委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）大学卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が13年以上ある者 （2）専門学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が17年以上ある者 （3）高等学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が20年以上ある者 （4）林業技士の登録を受けた後、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が4年以上ある者 （5）森林管理局長等が前記（1）～（4）と同程度以上の能力を有すると認める者
技師（B）	<p>委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）大学卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が8年以上ある者 （2）専門学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が13年以上ある者 （3）高等学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が18年以上ある者 （4）林業技士の登録を受けた者 （5）森林管理局長等が前記（1）～（4）と同程度以上の能力を有すると認める者
技師（C）	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）大学卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が5年以上ある者 （2）専門学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が8年以上ある者 （3）高等学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が11年以上ある者 （4）森林管理局署（営林局署を含む。）において10年以上（他の官公署、森林組合等においては15年以上）勤務し、立木調査業務の経験を3年以上有する者で、現場作業に従事する労働者を直接指揮監督する能力を有すると森林管理局長等が認める者
技 術 員	<p>林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有すると森林管理局長等が認める者</p>

収穫調査業務委託における溪畔周辺の取扱に関する特記仕様書

(区域の設定について)

・溪畔周辺区域が含まれると説明された収穫調査箇所においては、区域の範囲等について監督員と打合せのうえ決定するものとする。なお、復命書に添付する施業実施計画図及び実測位置図には、沢に青色を付して凡例に溪畔である旨記載するものとする。

(主伐の調査について)

・皆伐・複層伐の調査については、溪畔周辺区域を保護樹帯として設定・区分し、必要に応じて間伐するものとする。なお、分収林等において契約どおり実行する場合は従来どおり区域全域の調査を行うものとする。

・択伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来成立すべき植生の維持・形成に配慮した選木とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

(間伐の調査について)

・毎木調査法による定性間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来生育すべき樹種以外を選木するものとする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

・毎木調査法による列状間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

・標準地調査法による定性間伐・列状間伐の調査については、調査は従来どおり行うものとするが、標準地の設定箇所は溪畔周辺区域外とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

(搬出計画図の作成について)

・搬出計画図（搬出系統図）の作成にあたっては、できるだけ水際に近い位置での森林作業道作設を想定しないよう留意するものとする。

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第11条により対応する。